

住民税の納め方～ 年金からの特別徴収が始まります

65歳以上の人の住民税の納め方が変わります

次の条件すべてに該当する人は、平成21年10月分の年金から住民税が天引きされます。

(9月までは納付書、又は口座振替で納めていただきます)

○受給された年金に対して、住民税がかかる方

○平成21年4月1日現在65歳以上の方
(昭和19年4月1日以前に生まれた方)

○老齢基礎年金等が年間18万円以上の方

○介護保険料が年金から天引きされている方

※ただし、所得税・介護保険料・国民健康保険税又は後期高齢者医療保険料の合計額に住民税額を足すと、年金受給額の1/2を超えてしまう場合は天引きとはなりません。

年金以外に収入がある場合は、年金に対する住民税のみが天引きとなるので、その他の収入に対する税額分は今までどおり納付書又は口座振替で納めていただきます。

▼問い合わせ先＝

税務課 住民税係 ☎(56) 9122

〈年金からの天引き(特別徴収)のモデルケース〉
(事例)昭和17年7月1日生まれ66歳(男)。
年金受給額250万円。扶養は妻のみ。介護保険料が天引きされている。
・住民税年税額58,200円の場合

納入方法	納付書又は 口座振替で納める (普通徴収)		年金からの天引き (特別徴収)		
	1期 (6月)	2期 (8月)	10月	12月	2月
納入時期	15,100円 (年額の 1/4)	14,000円 (年額の 1/4)	9,700円 (年額の 1/6)	9,700円 (年額の 1/6)	9,700円 (年額の 1/6)

※普通徴収分については千円未満、特別徴収分については百円未満の端数が発生した場合は、各納入方法の最初の納入時期で端数調整します。

〈所得ごとの納入方法〉

所得の種類		納入方法
公的年金等所得	⇒	年金からの天引き
給与所得	⇒	給与からの特別徴収か 納付書、又は、 口座振替による
営業所得・農業所得 不動産所得など	⇒	納付書、又は、 口座振替による

あなたの税が支えます ～市町村税徴収強化月間2009 夏～

●全県下一斉の取組

町では、納税の公平と税収の確保を図るため、7月～8月を「市町村税徴収強化月間2009夏」として、栃木県との協働により、全県下斉に徴収の強化に取り組みます。

●自主的な納付

町は、自主的な納税を期待していません。期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分(差押・公売など)をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の捜索、自動車差押のためのタイヤロックをすることもあります。滞納処分をしないでよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。

●税収確保の取り組み

市町村税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

給与調査

滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売取立を行います。

税証明等の交付申請時の本人確認にご協力を!

9月1日より税証明等について、申請する際の本人確認の徹底を図ります。

第三者によるなりすましや不正請求を防止し、個人情報保護を図るため、窓口に来られた方の本人確認を行います。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

本人確認書類については次のとおりです。

○本人確認書類(提示)

・運転免許証 パスポート

・住民基本台帳カード(顔写真付)

・外国人登録証

など官公署が発行した顔写真付の身分証明書

※顔写真付の身分証明書を持っていない場合は、健康保険証・年金手帳などを提示してください。

▼問い合わせ先＝

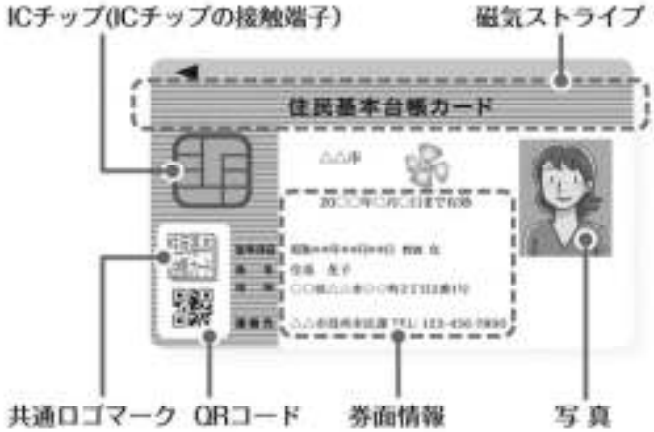
税務課 納税係 ☎(56) 9121

顔写真付きの身分証明書をお持ちですか？

現在、町では戸籍届出や戸籍謄・抄本交付等の際に、顔写真付きの身分証明書の提示をお願いしています。また、金融機関での新規口座開設する場合や携帯電話を契約する場合など、日常生活の中で身分証明書の提示を求められる場面が多くなってきています。

運転免許証やパスポートをお持ちでない方や運転免許証の返納を考えている方は、「住民基本台帳カード」が本人確認書類としての役割を果たします。

さらに今年の4月20日から住基カードの偽造防止措置として、共通ロゴマークやQRコードが印刷され、セキュリティ対策を強化しましたので、安心してお使いいただけます。



住基カードはご希望の方に対して、手数料500円で交付します。写真付きと写真なしの2タイプあり、どちらかを選ぶことができます。身分証明書としてご利用いただく場合は、写真付きのタイプを選んでください。

写真付きの身分証明書をお持ちでない方が申請する場合、郵送による本人照会を行い、その照会書を持って再度窓口に来ていただきますが、運転免許証を返納する前に申請していただければ、申請した日にカードを発行できます。交付時間は午前8時30分～午前11時30分、午後1時00分から午後4時00分までです。その他の申請方法については、住民生活課総合窓口係までお問い合わせください。

また、新規で住基カードを作った方に、住基カード用ネックストラップを差し上げます。カードを入れて、本人確認の際にご利用いただく他、緊急連絡先や健康保険証等を入れることもできます。こちらのネックストラップは数に限りがありますので、ご希望される方はお早めにお越しください。

▼問い合わせ先＝住民生活課 総合窓口係 ☎(56) 9125

**元気でいよう!!
赤ちゃんボランティア募集**

町では、夏休みの期間を利用して、町内在住の中学生・高校生を対象にサマースクール保健学習を実施します。その一環として「赤ちゃんふれ合い体験」を行っています。

学生が、赤ちゃんとふれ合うことで、育児の楽しさや大変さを実感するとともに、生命の大切さ、自分自身が家族から大切に育てられたことを知る機会につながっています。中高生と触れ合いを希望する赤ちゃんを大募集します!!

▼日時 7月24日(金)
午後2時～2時30分終了予定
(集合は午後1時40分～55分)
▼場所 上三川いきいきプラザ 検診ホール

▼募集人数 生後3か月～10か月
くらいの赤ちゃんをもつお母さん
お父さん30組

▼その他 赤ちゃんに必要なミルク、オムツなどはお持ちください

▼申し込み締切 7月17日(金)

▼申し込み先 健康福祉課
健康増進係 ☎(56) 9132